

## 第17回 横浜市立大学同窓会にご参加ください~(^^) /

横浜市大同窓生の皆さま、過ごしやすい季節を迎えお元気のことと存じます。

今年も同窓会の集まりを浜大祭・ホームカミングデイと同日に八景キャンパスで開催します！  
皆さま、ぜひご参加ください。特に節目の卒業50年、25年、そして還暦・古稀を迎えられた卒業生の皆さま！是非ともお誘いの上ご参加いただき旧交を温めてください。

また、卒業して5年までの卒業生の皆さまには特典を用意しました。横浜市大同窓会年会費を納付して頂いた方は、参加費無料でご招待します！

大学もここ数年で大きく変わっています。皆さま、この機会に発展し続ける母校をご覧ください。また、当日は浜大祭開催中ですので、在校生との交流を楽しんでください。金沢八景駅周辺も大きく変貌していますので、是非ご覧ください！

横浜市大同窓会は人材の宝庫です。この同窓会の集まりに一人でも多くの方が参加され、親睦を深められ、更に新たに繋がることで、大学の発展と、さらにはSDGs等、地域や地球の課題解決にも役立つことができます。参加して楽しく、社会にも貢献する同窓会への発展を、ご一緒に進めていきましょう~(^^) /

2019年9月 横浜市立大学同窓会長 金子延康

### ◎ 横浜市立大学同窓会

□日 時:2019年11月3日(日)14:00~

□場 所:横浜市立大学金沢八景キャンパス「シーガルセンター1階食堂」

□会 費:5,000円(当日会場受付にて)

卒業して5年までの皆さんには特典があります。

□参加申込み:下の[横浜市立大学同窓会 参加申込書]に記入の上、お手数ですが

10月21日(月)までに進交会内「横浜市立大学同窓会事務局」までお願いします。

Emailでは: jimukyoku@shinkoukai-web.jp

Faxでは:(045)308-7970(切り離さずA4サイズのまま送信してください)

郵送では:〒232-0006横浜市南区南太田2-30-1 Y校内進交会「横浜市立大学同窓会事務局」宛

### [横浜市立大学同窓会 参加申込書]

○お名前: \_\_\_\_\_ ○電話番号: \_\_\_\_\_

○ご住所:〒 \_\_\_\_\_

○メールアドレス: \_\_\_\_\_

○卒業年:昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年( \_\_\_\_\_ 学部)

○ゼ ミ: \_\_\_\_\_ ○部活・サークル: \_\_\_\_\_

☆昨年(2018年)発足した横浜市立大学同窓会(市大会)の規約は裏面をご覧ください。詳しくは、進交会内“横浜市立大学同窓会事務局(045-308-7960)”に問い合わせください。

☆当日「横浜市立大学ホームカミングデイ」にも参加される方は、11時までに“カメラアホール”にお越しください。詳しくは、“横浜市大卒業生担当(045-787-2026)”に問い合わせください。

## 横浜市立大学同窓会(市大会)規約

(名称)

第1条 本会は、「横浜市立大学同窓会(市大会)」と称する。

(目的)

第2条 (1) 本会は、会員相互の交流及び大学との連携を図り、会員の豊かな生活に資するとともに、母校の発展に貢献し、同時に地域と地球の持続的な発展(SDGs)にも寄与する繋がり(基盤)である。  
(2) 本会は、同期会・部活OB会・職域OB会等の支援を通じて、組織の活性化を図る。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、一般社団法人進交会事務局に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、Y専、市大を卒業した者をもって構成し、市大会会費を納める者を正会員、他を一般会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

|      |            |
|------|------------|
| 会長   | 1名         |
| 副会長  | 若干名        |
| 常任幹事 | 若干名(10名程度) |
| 幹事   | 若干名(20名程度) |
| 会計監事 | 2名         |
| 顧問   | 若干名        |
| 相談役  | 若干名        |

- (1) 会長は本会の運営を総理する。
  - (2) 副会長・常任幹事は会長を補佐し、総務を担当する。
  - (3) 会長・副会長・常任幹事・会計監事をもって役員会を構成し、本会の会務を総括する。
  - (4) 幹事は幹事会を構成し、同期会・部活OB会・職域OB会等との連携を図る。
2. 会長、副会長、常任幹事、会計監事は役員会に於いて幹事より選出し、総会で承認を得る。
  3. 幹事は役員会が正会員より選任する。
  4. 顧問・相談役は会長が委嘱する。

(任期)

第6条 役員(任期)は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 本会は年1回、本会の目的を遂行するため、総会を開催する。但し、幹事会をもってこれに代える事ができる。  
2. 総会は事業報告、事業計画、決算、役員(承認)、規約の改正及びその他必要事項について審議する。  
3. 総会は正会員出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は会長が決定する。

(会費)

第8条 (1) 『横浜市立大学同窓会(市大会)会費』は年間2,000円、終身会費20,000円とする。  
又、母校支援の為及び本会の記念行事の為に臨時会費を徴収することができる。  
(2) 本会の発足にあたり、『横浜市立大学同窓会(市大会)基金』として現金¥300万円を当て、将来の展開に備える。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改定)

第10条 本規定は幹事会総会出席者の3分の2の賛同をもって改定することができる。

附則 1. 毎年10月1日から6ヶ月間を翌年度市大会会費支払期間とする。  
2. 本規約は(平成30年10月6日)から施行する。